

## 豊島区飼い主のいない猫対策実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日 公布  
平成 30 年 4 月 1 日 施行  
平成 31 年 4 月 1 日 改正  
令和 3 年 4 月 1 日 改正  
令和 4 年 4 月 1 日 改正  
令和 4 年 10 月 4 日 改正  
令和 6 年 4 月 1 日 改正  
令和 7 年 4 月 1 日 改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び東京都動物愛護及び管理に関する条例（平成 18 年東京都条例第 4 号）の目的ののっとり、飼い主のいない猫対策の実施について必要な事項を定め、もって人と動物が共存しながら、区民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 適正な餌やり 時間を決めて餌やりを行い、食後直ちに餌の片付け、餌場の清掃等を行う餌やり
- (3) ふん尿トラブルの防止 猫のトイレの設置及びトイレの清掃等の実施
- (4) 不妊手術 卵巣の摘除又は卵巣及び子宮の摘除を行い、生殖を不能とする手術
- (5) 去勢手術 精巣の摘除を行い、生殖を不能とする手術

### (方針及び対策)

第 3 条 区における飼い主のいない猫対策は、地域住民の理解と協力を得ながら、区、住民、関係者の協働によって行うという方針に従って行うものとする。

2 前項の方針に基づく対策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫を不妊去勢手術し、適正な餌やり及びふん尿トラブルの防止を行う活動への支援
- (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成
- (3) 地域住民等への普及啓発

### (地域協議会)

第 4 条 飼い主のいない猫を不妊去勢手術し、適正な餌やり及びふん尿トラブルの防止を行う者と当該地域に住所を有する区民で構成する協議体であって、地域の町会長とその地域住民等の賛同を得たものの中から、健康部長が認定したものを地域協議会とする。

2 前項の地域協議会は、次の各号（1）～（3）の者で構成し、（ア）～（ク）の届出を要するものとする。

- (1) 代表者 1 名
- (2) 飼い主のいない猫を管理する者（代表者を含め、代表者と同じ町会の者で別世

帯3名以上)

- (3) 活動を見守る者(代表者、管理する者以外の者で別世帯1名以上)
- (ア) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業地域協議会登録用紙(別紙1)
- (イ) 確認書(個人名連記用)(別紙2)
- (ウ) 確認書(町会長署名用)(別紙3)
- (エ) 協議会が行う猫の管理と活動の方針
- (オ) 当該地域で管理する猫の頭数
- (カ) 餌やりの箇所数と餌やりの時間
- (キ) トイレの設置箇所数
- (ク) 管理する地域の地図

3 地域協議会はその年間の活動について、毎年3月31日現在における以下の項目について、翌月末日までに健康部長に対し書面で報告しなければならない。

- (1) 地域協議会が管理する猫の頭数
- (2) (1)のうち、不妊去勢手術済みの猫の頭数
- (3) 餌やり場の数
- (4) トイレの数
- (5) その他健康部長が報告を求めた事項

4 各地域協議会は、保健所が主催する地域協議会間の連絡会へその代表者又は代理人を出席させるよう努めなければならない。

5 健康部長は、地域協議会に対して行なった認定について、次の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 地域協議会が、豊島区飼い主のいない猫対策実施要綱を遵守しないとき
- (2) 地域協議会の活動が、第2項で届けた事項に反しているとき
- (3) 地域協議会の活動に不正、違法等の行為があったとき
- (4) その他健康部長が必要と認めたとき

(登録獣医師)

第5条 本事業に協力する開業獣医師は、飼い主のいない猫対策実施事業獣医師登録願兼口座振替依頼書(様式1)により区長に届出をするものとする。

2 区長は、前項の規定による届出のあった獣医師を、この要綱に基づく手術を行う者として登録するものとする(以下「登録獣医師」という。)

(登録の取消し又は停止)

第6条 区長は、登録獣医師が次の各号の一に該当するときは、登録の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 登録獣医師が獣医師法(昭和24年法律第186号)第8条の規定に基づく業務停止命令を受けたとき
- (2) 登録獣医師が、豊島区飼い主のいない猫対策実施要綱を遵守しないとき
- (3) 登録獣医師が不正、違法等の行為を行ったと区長が認めるとき

(助成の対象者及び対象となる団体)

第7条 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成の対象者及び対象となる団体は、次の各号に掲げるうちいずれかに該当するものとする。ただし、区長が不相当と認めるものに該当する場合は除く。

- (1) 適正な餌やり及びふん尿トラブルの防止をしている又はしようとしている20

歳以上の区民で、区主催の説明会の受講等により適正管理活動の知識を習得し、別世帯の区民が左記区民の活動に協力している者

(2) 地域協議会

2 前項に該当するものが、地域における活動で必要がある場合は、区は申請により、豊島区飼い主のいない猫対策活動員証を発行し、交付する。様式は別途定める。

(対象となる猫)

第8条 第7条第1項の規定による助成に係る手術の対象となる猫は、区内に生息している飼い主のいない猫とする。

(助成額及び頭数)

第9条 猫一頭当たりの助成額は、第7条第1項第1号の申請者に対する場合は、不妊手術4千円、去勢手術2千円とし、同第2号の地域協議会に対する場合は、不妊手術上限2万円、去勢手術上限1万円、麻酔のみ(麻酔を実施後、手術済みが判明し手術しなかった場合)上限3千円とする。

2 申請者一人当たりの助成限度頭数は年間30頭までとする。ただし、地域協議会が申請する場合はこの限りでない。

3 区長は、助成金の支払総額が予算額に達したときは、当該年度における本事業を終了することができる。

(申請手続)

第10条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第7条第1項第1号の場合については、飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成申請書(一般申請用)(様式2)を、同第2号の場合については、飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成申請書(地域協議会用)(様式3)をそれぞれ区長に提出し、助成を申請することができる。

2 前項の申請は、第7条第1号の場合については、区長が定める日時に行わなければならない。

3 飼い主のいない猫の頭数が増加している又は増加が見込まれる地域で、早急に不妊去勢手術を実施することにより、猫の頭数増加防止や衛生被害防止に著しい効果が見込まれる場合については、前項にかかわらず、申請日以外の申請を受け付けることができる。

(助成の決定等)

第11条 区長は、前条の申請を受けた場合において、地域協議会の地域内については地域協議会の活動を優先して調整する等内容を審査し、助成が相当であると判断したときは、第7条第1項第1号の場合については、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成決定通知書兼手術依頼書等(様式4-1)を、同第2号の場合については、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成決定通知書兼手術依頼書等(様式4-2)により、助成が相当でないときは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成不決定通知書(様式5)により、当該申請者に通知するものとする。

(決定書の有効期間)

第12条 決定書の有効期間は、区長が決定した日からその日の属する月の翌々月末までとする。ただし、3月にあつては同月末までとする。

(手術の依頼と捕獲)

第13条 第11条の規定による助成決定を受けた申請者は、登録獣医師に手術を依頼するとともに、決定に係る猫を捕獲し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成決定

通知書兼手術依頼書等を添えて、当該登録獣医師が管理する診療施設（以下「協力病院」という。）に搬送するものとする。

- 2 申請者は、手術等終了後、登録獣医師の指定する日に、当該申請者が搬送した協力病院から当該猫を引き取るものとする。

（手術の実施）

第 14 条 登録獣医師は、前条第 1 項の手術の依頼を受けたときは、搬入された猫が、猫の不妊去勢手術費助成決定通知書兼手術依頼書に貼り付けられた写真の猫と同一であることを確認のうえ、当該猫に対して不妊去勢手術を行うものとする。

- 2 登録獣医師は、手術を実施することが適当でないと判断したときは、当該手術の申請者にその理由を説明し手術を実施しないことができる。

（手術後の表示）

第 15 条 前条第 1 項の手術済みの猫及び前条第 1 項の手術のため麻酔実施後、手術済みが判明し手術を行わなかった猫については、手術を受けたことがわかるように猫の耳上部を水平又は V 字にカットする。

- 2 なお、負傷しているなどの事由でこれによりがたい場合は、別途区と協議しなければならない。

- 3 登録獣医師は、第 1 項で耳上部を水平又は V 字にカット後の猫の顔がわかる写真を撮影し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術完了確認書（様式 6）に添付しなければならない。

（手術責任）

第 16 条 手術の実施に当たって生じた事故又は紛争等については、手術を行った登録獣医師の責任において処理するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、申請者以外の者が当該猫の所有権を主張し紛争となった場合は、申請者の責任において処理するものとする。

（手術の完了確認及び助成金の申請）

第 17 条 登録獣医師は、手術の完了後、飼い主のいない猫の不妊去勢手術完了確認書（様式 6）を作成するものとする。

- 2 前項の規定による申請者から登録獣医師への委任は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成決定通知書兼手術依頼書等に必要事項を記入する方法により行うものとする。

- 3 第 2 項の規定により助成金の請求及び受領の権限の委任を受けた登録獣医師は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金請求書（様式 7）に当該手術に係る飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成決定通知書兼手術依頼書等及び飼い主のいない猫の不妊去勢手術完了確認書を添付の上、手術を行った日の翌月の 10 日までに区長に提出し、請求するものとする。

（助成金の支払い）

第 18 条 区長は、前条第 3 項の規定による請求があったときは、請求の内容及び添付書類を確認の上、助成金を支払うものとする。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、飼い主のいない猫対策に関して必要な事項は、生活衛生課長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式については、所用の修正を加え、なお使用することができる。